

# 入院時食事療養費の標準負担額変更について

令和6年6月より診療報酬改定に伴い、入院時食事療養費の1食あたりの標準負担額が下記のとおり変更となります。

	自己負担区分		過去12か月の 入院日数	変更前	変更後
	70歳未満	70歳以上			
住民税 課税世帯	区分 ア・イ・ウ・エ	現役並み所得者 一般	-	460円	490円
住民税 非課税世帯	区分 オ	低所得者2	90日まで	210円	230円
			91日から	160円	180円
	-	低所得者1	-	100円	110円

標準負担額の軽減措置を受ける際には、健康保険の加入先に「限度額適用・標準負担額減額認定申請証」を提出し、申請を行ってください。

申請が認められると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので、医事受付へ提示することで適用が受けられます。

適用の有無、その他詳細につきましては、健康保険の加入先へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

